

■消費税率の引き上げ

○ 現行制度

税金	税率
消費税	6.3%
地方消費税	1.7%
合計	8%

○ 平成 31 年 10 月 1 日から

税金	税率
消費税	7.8%
地方消費税	2.2%
合計	10%

いつまでに契約すればいいのか？

消費税増税と経過措置

増税前平成31年3月31日以前に建築・工事等の請負契約を行っている場合には、経過措置が適用され、10月1日以降の引き渡しでも消費税は、8%が適用されます。

- ・増税の6ヶ月前までに請負契約を締結すれば増税前の税率が適用。

<請負契約の締結期限>

